

財務局文書第 100 号
令和 2 年(2020 年) 11 月 4 日(水)

本会会員 各位

財務局長・会計再建に関する特別の担当理事
松野大河

決算作成に関連した本会会計の根本的な問題についてのご報告

第 140 期の決算作成作業を通じて明らかになった本会会計の根本的な問題をご報告いたします。会員の皆様から会費をいただいて成り立っている本会の会計について粗雑な運用がなされたこと、そしてそれによりご不安やご心配をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

1. 要旨

本会は長い間にわたり決算作成を放置しており過去の執行状況を長期にわたり把握してこなかった。また、現金も保有資産及びその出納状況を把握してこなかったなど不適切に管理されてきた。このため、現実の状況を踏まえた予算の編成及び執行がなされず、意識されないままの赤字会計、多額の不明金の発生、執行状況と予算の乖離、不適正な予算項目の設定、出費の把握漏れなど多数の問題につながった。

この解決のためには、決算を適切に作成すること及びそのための会計システムを確立することが不可欠である。その上で、過去の執行状況の精査を行う、現金の出入りを定期的に管理するその他の会計上の初歩的な実務を着実に実施していくことも必要である。

2. 決算が作成されてこなかったこと、及び決算が未成のまま予算を作成してきたこと

本会では、2017 年以降 3 年もの長期にわたり決算作成作業を放置し続けてきた。決算を公表することは、会員の皆様からいただいた自治会費が適正に出費されているかを確認できるようにするとともに本会会計の民主的な運営を保障するための根幹となる制度であり、決算が作成されない事態は決してあってはならない。また財務の視点で指摘するならば、過去の執行状況を示す有用な指標が存在していなかったことを意味するものである。このためにこれまで執行率や支出総額等に鑑みた予算作成が困難となってきた。決算作成の放置は、現状と乖離した予算要求や実収入との釣りの取れない予算編成といった数多ある会計問題の根幹にあると指摘できる。

この対策として、決算作成を実施するのは当然のことであるが、加えて本年実施している会計再建による会計システムの再構築により会計にかかる手間を軽減し将来にわたって効率的で適切な会計が行われるよう努めるべきである。

3. 赤字会計

第 138 期から第 140 期までに、偶数期で 200 万円程度（新型コロナの影響により業務が減少した第 140 期は 100 万円程度）、奇数期で数十万円程度の赤字が生じていることが判明した。赤字状況は 2016 年度においても確認されることから、資料に乏しいものの 2016 年度当時から赤字状態は継続しているものとみられる。当時は余剰金が潤沢であったために債務不履行などの重大な問題は生じなかったが、余剰金を取り尽くした後の対処を検討するどころかその状況の伝承すらなされず、余剰金の切り崩しが進んだ現在では極めて深刻な課題となっている。

このような赤字状況は予決算を適正に作成していれば当然に気づくべきものであり、したがってその重大な要因として決算の未成が指摘できる。まさに適正な予決算の作成の必要性を象徴づける問題であると言えよう。今後の課題としては、予決算作成の適正化はもちろんのこと、今後の予算配分や自治会費のあり方についても早急に検討を進め何らかの出費の縮減ないし収入の確保を講ずる必要がある。

4. 稚拙な現金資産の管理

現金資産の出入りは口座への入出金とは異なり意識的に記録をつけなければ追跡が困難であるところ、現金の計数や出納表の記入といったすべき措置を講じてこなかった。これにより第 140 期開始時の所有現金を確定することが不可能となり、同期中の正確な現金の支出収入額の把握も困難となった。会計運用の正確性は、期の開始時と終了時との保有資産の差額と各出入金の合計とを比較することにより不明金の額を割り出すことで判断できるものであるところ、このような状況のため、当期決算の信頼性を評価することが困難となったと言える。現実には、第 140 期以降に実施された一連の会計調査の結果記録がつけられていない現金が自治会室内各所から発見された。第 139 期には、現金で立替代金を渡さないし現金で残金を返還するという対応が見られたが、この際記録が取られておらず当事者の自己申告を根拠として返還したと認定せざるを得ない状況となった。これは本会が所有する現金の出入金を把握できていなかったことを端的に示すものであると評価せざるを得ない。

今日までに現金の保管項目を整理し、現金を管理する仮想的な「口座」を作成し管理する方針とし、整備を進めた。その際、出納表を作り適切な様式で記録がなされる基盤作りに努めた。今後は出納表の記入をはじめとする現金管理の徹底を図るほか、随時出納表等の管理方法の改善に努めるべきである。

5. 多額の不明収入の発生

第 140 期決算においては最終的に 30 万円ほど収入が支出を下回っており、これを不明金の収入として処理した。この額は、絶対額もさることながら繰越金を除いた支出

総額に対しても4%にあたるものとなっており、使途不明金としては極めて深刻であると言わざるを得ない水準にある。この有力な原因は、把握しているよりも多くの現金をなんらかの形で所有していたことにあると考えられるが、これは3点目の問題点が実際上の決算においても悪影響をもたらした事例であると評価できる。

再発防止のために、来期以降期末に現金の保有資産を確定する必要がある。これが徹底されれば今期のような多額の不明収入ないし不明支出は生じないと予想される。

6. 執行率の不振

合計24の支出収入項目のうち執行率が100%±20%内に収まったのはわずか4項目であった。新型コロナウイルス感染症により本来予定されていた出費が生じなかった項目は6項目程度に限られ、実際には予算額自体が実態に即していない事例が多く見られた。

第141期以降は、決算に基づいた予算要求及び予算編成を徹底するべきであると考えられる。これは、過去の実績値を把握することで適切な予算編成を行うためである。

7. 予算編成の稚拙さ

第一に、第140期予算総額では本来年間収入の半分にロッカー弁償代等を加えた約700万円程度の収入しかなくともかかわらず、これを大きく超える約800万円もの支出が予算として計上された。これは、収入額に応じて予算を作成するという予算編成の初歩がなっていなかったことを示している。(→3.「赤字会計」)

第二に、収入における繰越金等の処理に重大な欠陥があった。「前期からの繰越金」の他に「前期での収支差」という区分で1,700万円の収入があることとなっていた。しかし、当期に関係するのは「前期からの繰越金」であり、「前期での収支差」として計上された1,100万円が何を意味するのかわからない。そもそも本会の年間収入は最大でも1,300万円程度であり、年間収入に近い額が収入として計上されているのも明らかに異常である。この原因として、一点目同様予算編成の初歩がなっていなかったことはもちろんのこと、このような明確な不備を指摘できなかったという点において理事会や自治委員会の審査の不備も指摘せざるを得ないだろう。とりわけ理事会では一議案として短時間で予算案を処理する傾向が見られたが、このことを理事会が予算作成のダブルチェック機能を果たしていなかったことを表す一例として評価することもできよう。

第三に、デポジット代を従前本会の収入支出の一部として処理してこなかったことである。デポジット代は将来的には返還されること、すなわち最終的な収支はゼロに近くなるのが通常とはいえ、その管理は他と同様厳重になされるべきである。ところが、本会の通常会計の対象となされておらず、また特別会計としても処理されてこなかったため、デポジット代の取り扱いの妥当性はロッカー局以外の部署の監視の目が行き

届かない構造となっていた。これは、デポジットの取り扱いも通常の会計の位置区分として処理することにより解決を図ることができ、またすでに予算項目を変更し対応したところである。

第四に、第 140 期決算では 70 万円近くに及ぶ多額の予備費の出費が発生した。これは、本来定期的に出費がなされまたその額もある程度推計可能である出費を把握してこらず、こうした出費を含む適当な予算項目の設定がなされず、各部署も把握していなかったことから予算要求にも含まれてこなかったことに大きな原因がある。「デポジット返還費」や「一括納入諸経費」、「交通費」がこれに該当する。第 142 期予算要求以降では、これらの項目を包含する区分を新たに設けることが必要であり、すでに予算項目の変遷を進めている。これにより大幅な改善が図られる見通しである。

8. 自動的かつ定期的な入出金の契約に関する把握漏れ・把握不足

「印刷機リース代」や「光回線代」の 2 件において、振込日、金額、用途は明瞭であるがその出費額の明細が最近まで不明であった事例が見られた。「印刷機リース代」に至っては年間で 100 万円を超える支出であるにもかかわらず第 141 期予算作成まで把握すらされていない状況であった（第 140 期自治委員会第 2 回会議にて報告済み）。また、「一括納入諸経費」の存在も明確に認識されておらず、会費納入額と一体となって取り扱ってきた。これは決算作成を長期にわたって放置し当該期の執行状況を把握してきていなかったことが根本的な原因であるが、一度口座を登録すれば出金操作が不要な出費項目について、その詳細の契約内容が顧みられることなく漫然と執行が続けられていった実態を示しているという見方もできよう。

これらの出費の把握漏れ・把握不足は決算を定期的実施することで発覚するはずのものであり、これらの基礎が徹底されれば今後は解消されるものと考えられる。むしろ、こうした定期的な出費が妥当であるかどうか検証する機会が求められていると言えよう。

9. 窓口での赤字

第 140 期中は窓口営業により 94,580 円の赤字を生ずるに至った。これは、新型コロナウイルス感染症に伴い例年多額の収入を得られるべきプレオリでの教科書販売ができなかった点が主因であると考えられるが、窓口サービスの価格設定自体の精査も実施すべきであるものと考えられる。

以上